

参考資料

1 モバイル市場の現状等

2 モバイル分野に関する制度等

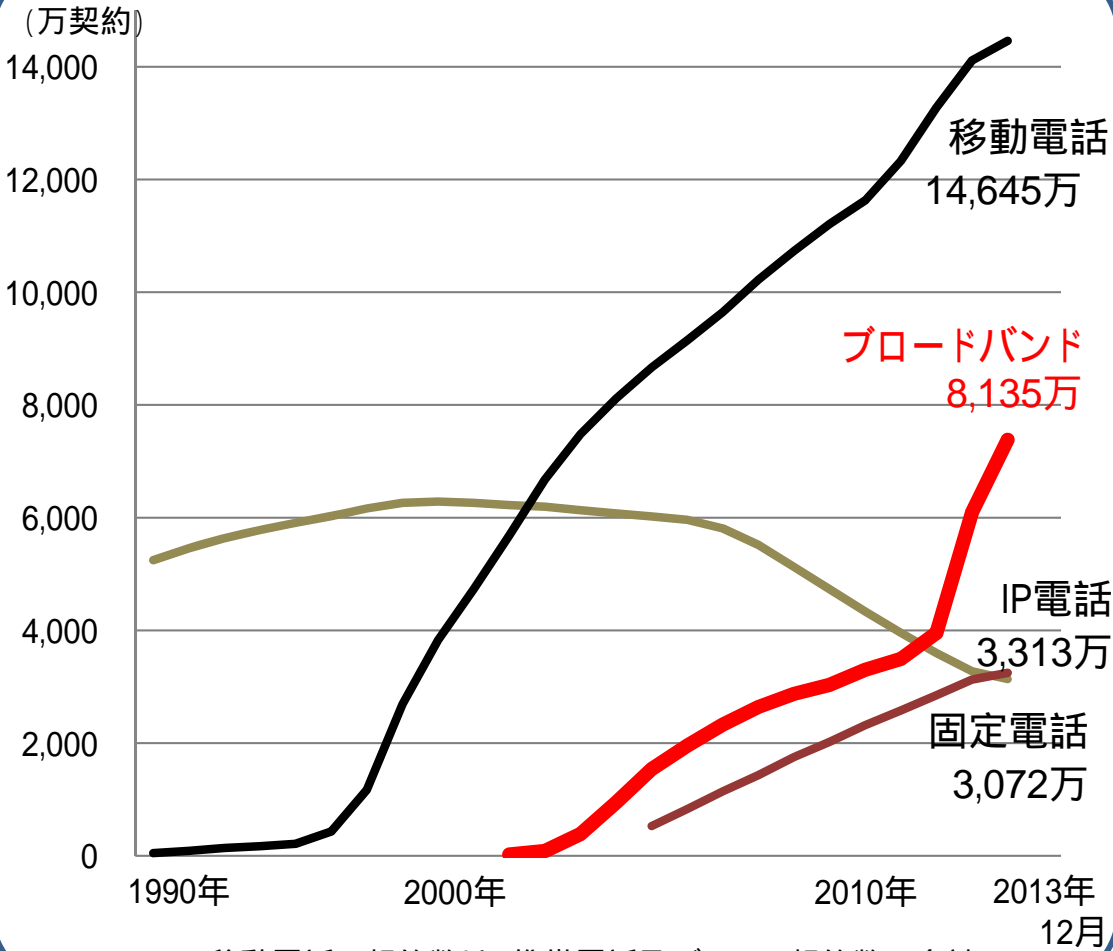
1 モバイル市場の現状等

2 モバイル分野に関する制度等

電気通信サービスの契約数の推移

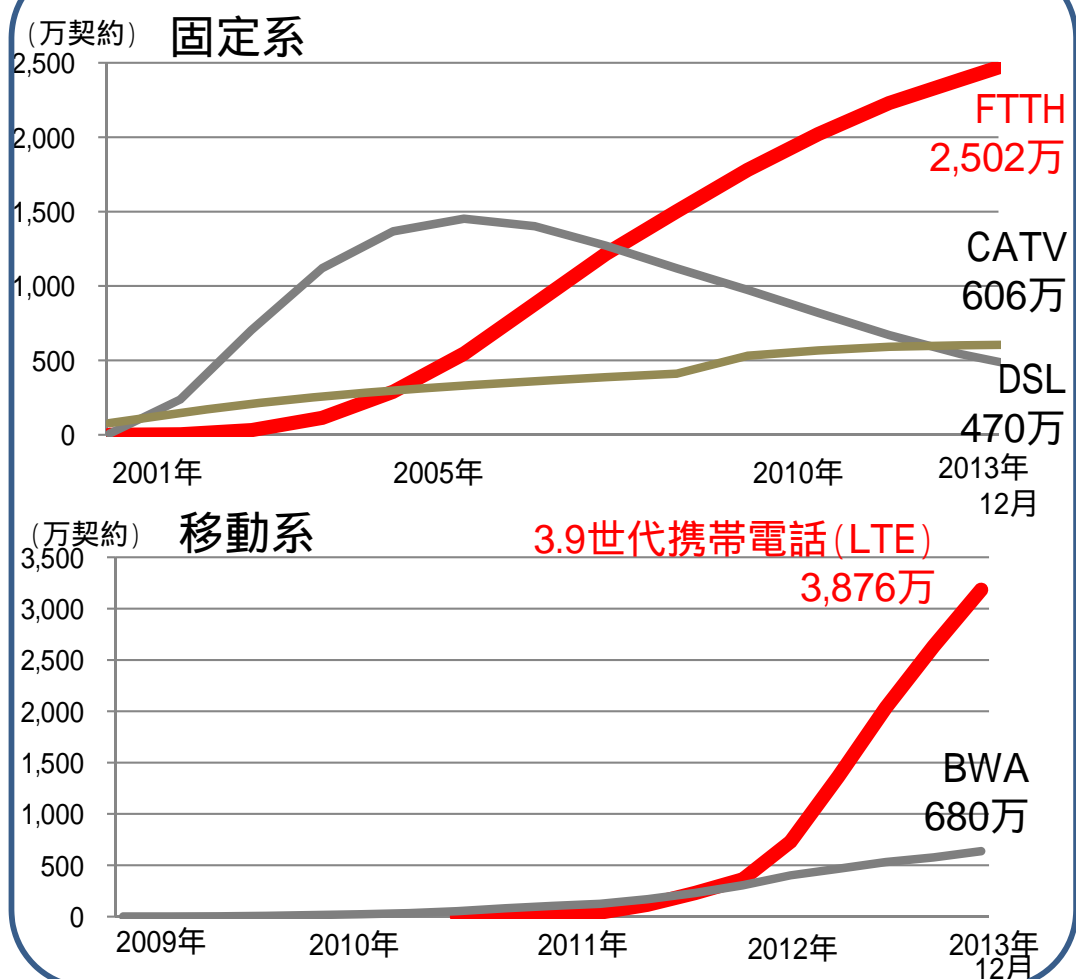
- 移動電話(携帯電話・PHS)の契約数は1億4,645万件と既に一人1台以上に普及し、モバイルサービスが国民生活に不可欠な基盤となっている。
- また、3.9世代携帯電話(LTE)やBWAによる移動系ブロードバンドサービスも急速に普及している。

電気通信サービスの契約数の推移



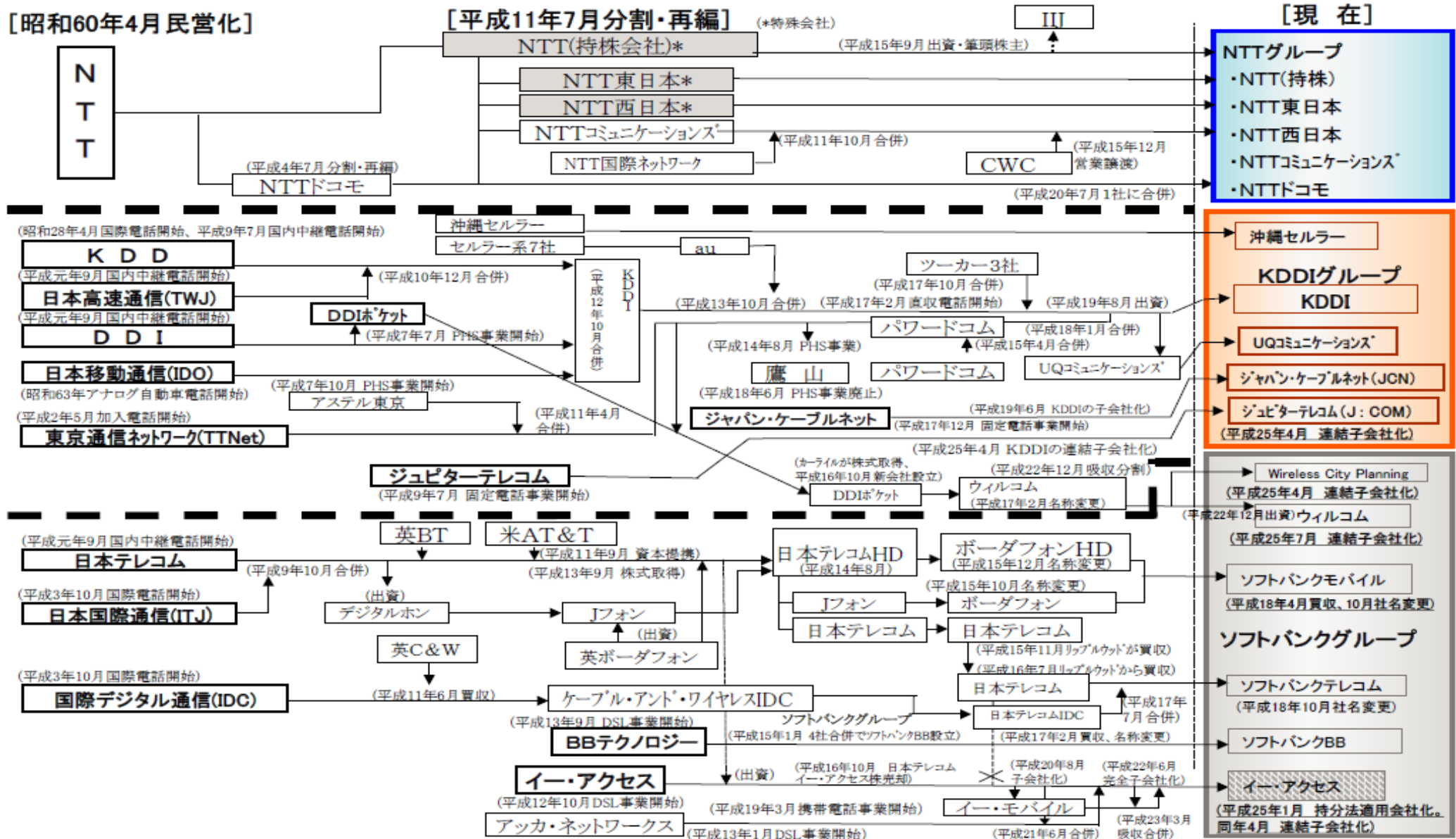
移動電話の契約数は、携帯電話及びPHSの契約数の合計

ブロードバンドサービスの契約数の推移



電気通信事業者の変遷

1985(昭和60)年の電電公社の民営化以降、我が国の電気通信市場には多くの事業者が参入してきたが、現在は、モバイル分野を中心に、NTT、KDDI、ソフトバンクの3グループへの集約が進展している。

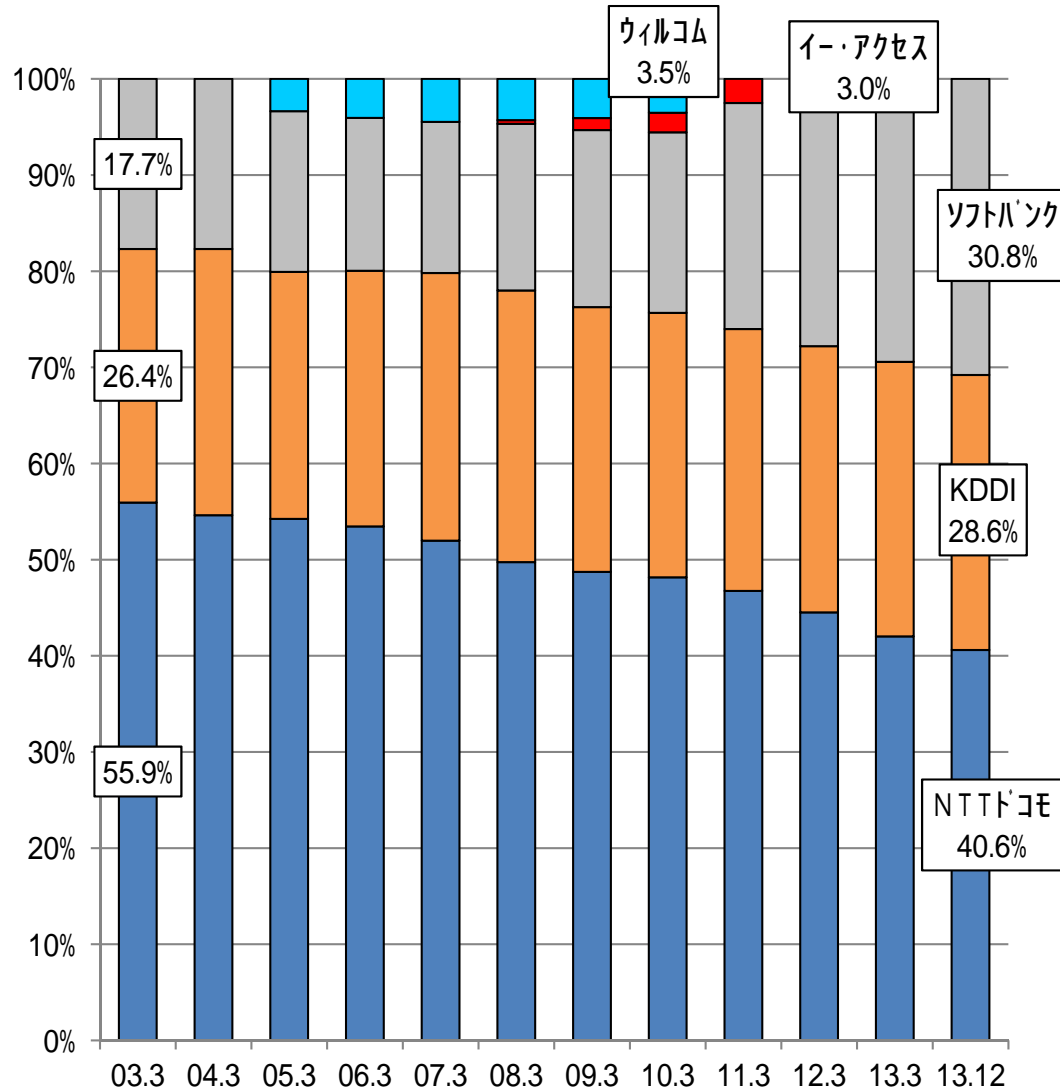


(出典)総務省作成

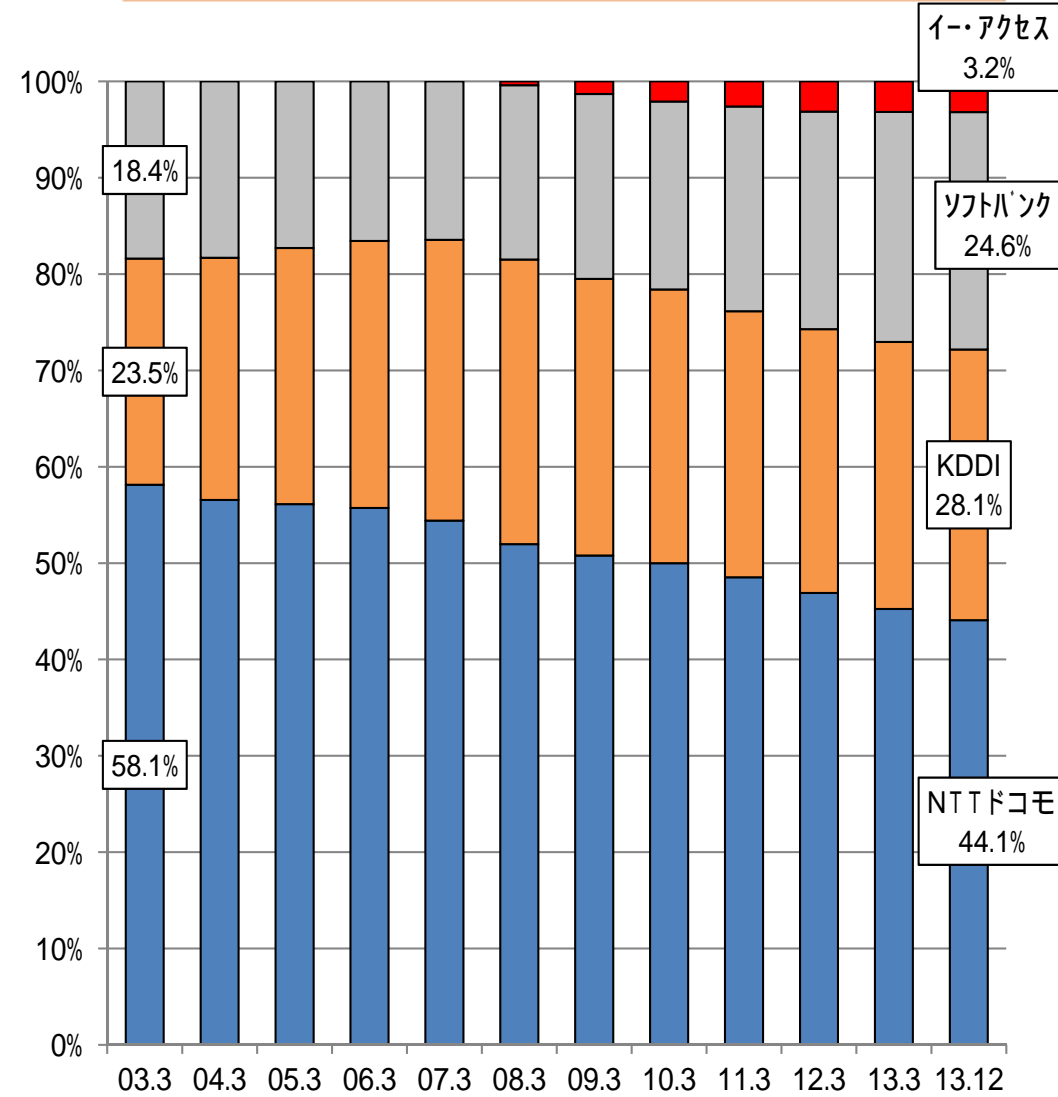
モバイル市場におけるシェアの推移

モバイル市場における契約数シェアは、3グループによる寡占化が進展し、シェアは近接化しつつある。

携帯電話・PHS・BWAのシェアの推移







携帯電話のシェアの推移

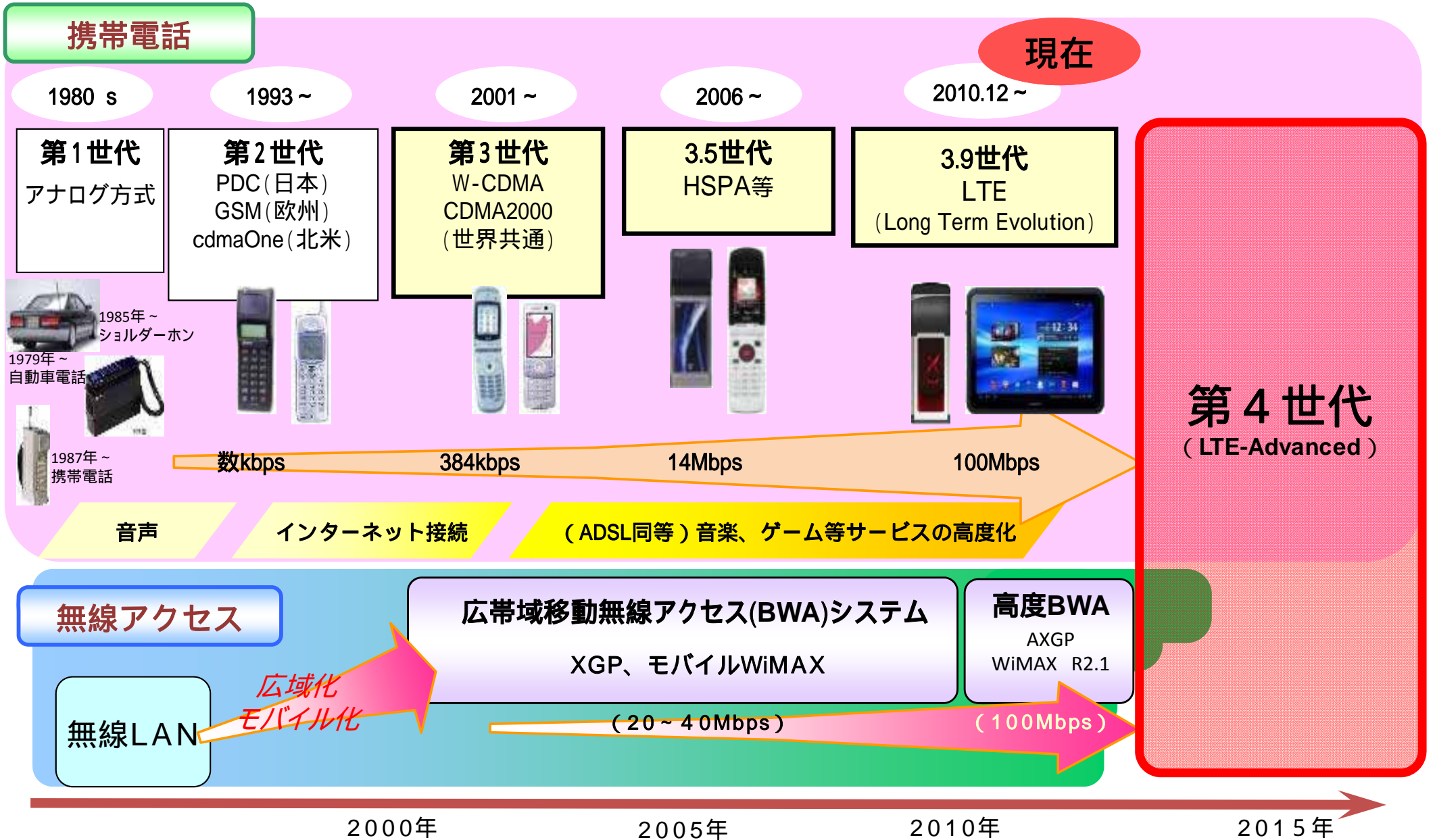


03.3～04.3のDDIポケットの契約数はKDDIに含む(04.10にカーライル・グループの買収によりウィルコムに社名変更)
 ウィルコムの契約数は11.3から、イー・アクセス(07.3新規参入)の契約数は13.3から、それぞれソフトバンクに含む
 UQコミュニケーションズの契約数はKDDIに、Wireless City Planningの契約数はソフトバンクに含む

(出典)電気通信事業者協会資料及び総務省調査

移動通信システム用の周波数の割当て状況(2014年2月)

周波数帯	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	合計	加入者数 (2013.12末)
 docomo	20MHz 周波数移行中	30MHz	—	30MHz 一部制限有り	40MHz 東名阪のみ	40MHz	—	160MHz	6,218万
 KDDI	20MHz 周波数移行中	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	110MHz	3,962万
 SoftBank	—	—	30MHz 一部周波数移行中	20MHz	—	40MHz	—	90MHz	3,476万
 eAccess	20MHz 周波数移行中	—	—	—	30MHz	—	—	50MHz	450万
 UQ Communications	—	—	—	—	—	—	50MHz	50MHz	416万
 WIRELESS CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	30MHz	30MHz	263万
 WILLCOM	—	—	—	—	—	31.2MHz	—	31.2MHz	540万



LTE-Advancedとは、**最大伝送速度1Gbpsの通信サービスを提供可能とする次世代の移動通信規格。**

- 平成25年7月、情報通信審議会から、3.4GHzから3.6GHzまでの周波数帯に LTE-Advancedを導入する際の技術的条件を答申。併せて、既存の携帯電話用周波数帯に同技術を適用する際の技術的条件を答申。
- 答申を踏まえ、既存の携帯電話用周波数帯への同技術の導入に必要な制度を整備。(平成25年12月)
- 3.4GHzから3.6GHzまでの周波数帯へのLTE-Advancedの導入については、欧州で検討されている周波数アレンジメントを参考に、本年中に新たな周波数帯の割当て。

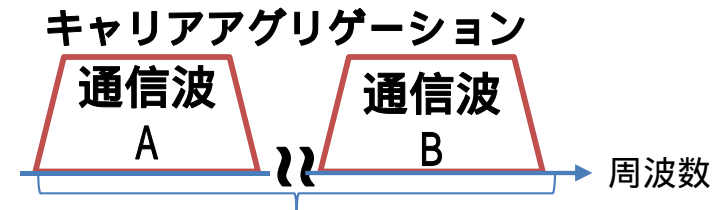
特長 1 : 光ファイバ並みの超高速通信を実現

最大伝送速度の目標値 . . . **低速移動時 : 1Gbps (高速移動時 : 100Mbps)**



特長 2 : 柔軟性の高い電波利用を実現

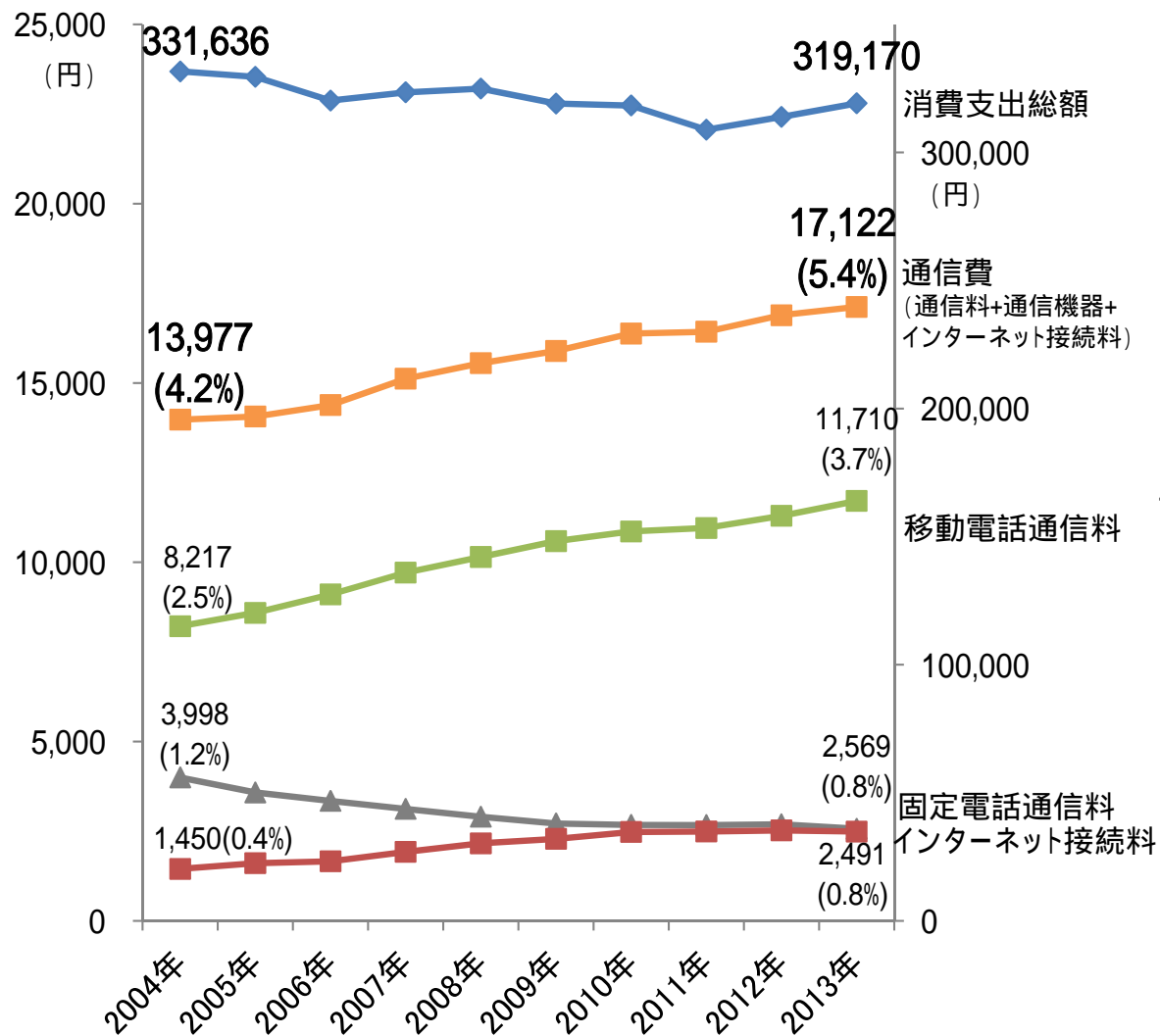
複数の通信波を束ねて高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術等により、現行の携帯電話より柔軟で周波数利用効率の高い電波利用を実現



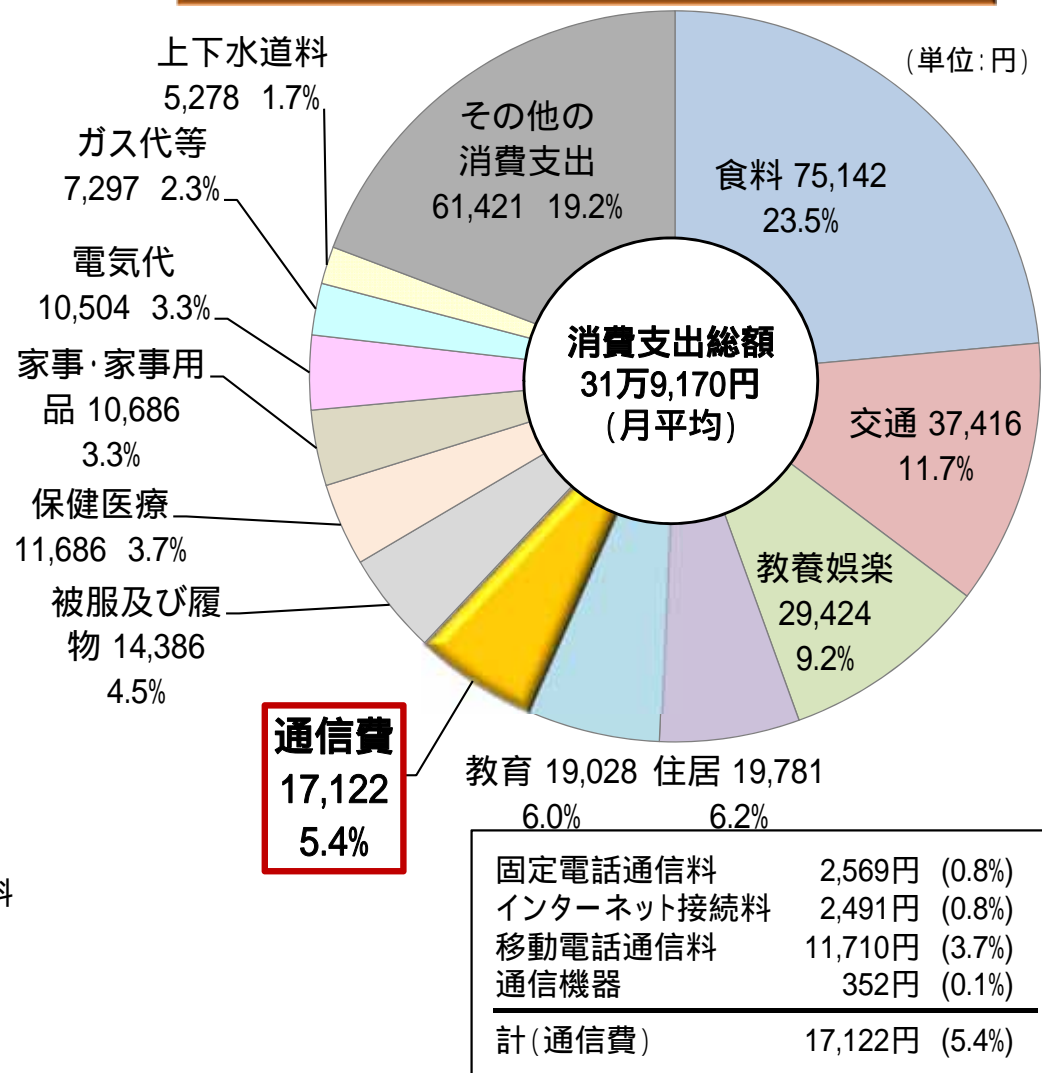
異なる周波数の通信波を複数束ねて広い帯域幅を確保し、高速通信を実現

2004(平成16)年と2013(平成25)年を比較すると、月額平均の消費支出総額は減少傾向にある中、通信費の割合は4.2%(2004年)から5.4%(2013年)に増加している。

消費支出における通信費(推移)



消費支出における通信費(2013年)



(出典)総務省「家計調査」から作成

携帯電話

フィーチャーフォン 音声のみ利用 (NTTドコモ・3G)
 音声月92分... 2番目に低廉な水準

スマートフォン 音声・メール・データ利用 (NTTドコモ・LTE)

一般ユーザ (音声月57分、メール月430通(うち発信205通)、データ月1.6GB)
 ... 3番目に高い水準

ライトユーザ (データ低利用ユーザ) (音声月57分、メール月430通(うち発信205通)、データ月500MB)
 ... 最も高い水準

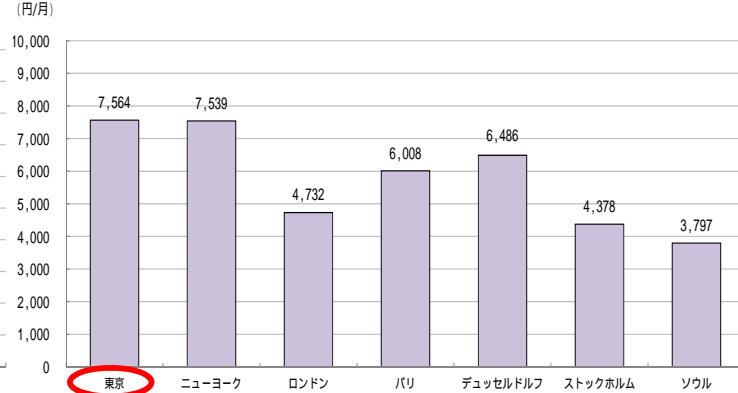
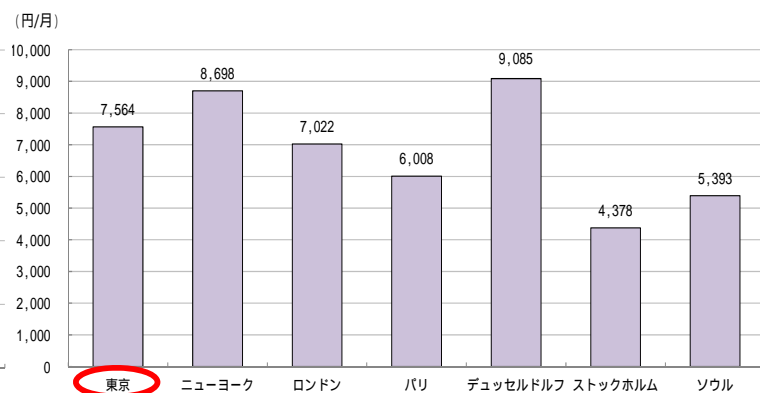
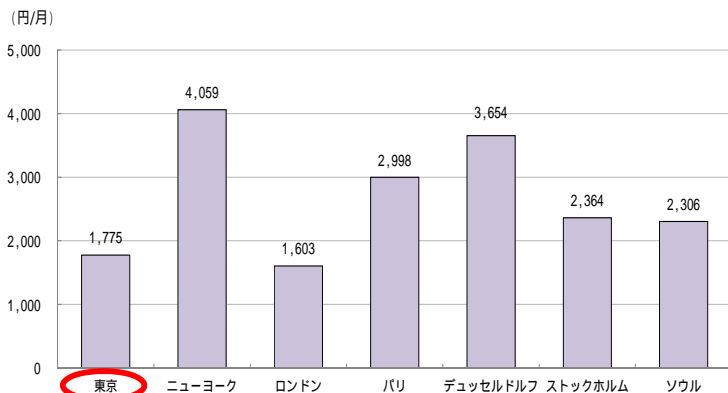
フィーチャーフォン

(音声のみ)

一般ユーザ (1.6GB)

スマートフォン

ライトユーザ (500MB)



() 音声は「平成23年度通信量からみた我が国の通信利用状況」(総務省、2012年)等、メールは「2012年度携帯電話の利用実態調査」(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 移動通信委員会、2012年)、データは「無線LANビジネス研究会報告書(総務省、2012年)」及びOECDモデルの区分にしたがって設定。

携帯電話各社のLTE料金の比較

□ 主要事業者のLTEの料金プランは、**ほぼ横並びの状況**となっている。

(税抜)

会社名	NTTドコモ			KDDI (au)		ソフトバンクモバイル		イー・アクセス
基本料	タイプXi にねん(2年契約)			LTEプラン(誰でも割、2年契約)		ホワイトプラン(2年契約)		LTE電話プラン (にねん)
	743円			934円		934円		934円
通話料	20円 / 30秒 Xiカケ・ホーダイ:667円 / 月(自網内24時間無料)			1~21時の自網内通話無料 上記以外は:20円 / 30秒 au通話定額:476円 / 月 (自網内24時間無料)		1~21時の自網内通話無料 上記以外は:20円 / 30秒 定額オプション:476円 / 月 (自網内24時間無料) 2013年1月サービス提供開始		自網内24時間無料 上記以外は: 18円 / 30秒
ネット 接続料	spモード			LTE NET		S! ベーシックパック		
	300円			300円		300円		
データ通 信料	Xiハケ・ ホーダイ フラット	iPhone	Xiハケ・ ホーダイ ライト	LTE対応 スマホ	iPhone	LTE対応 スマホ	iPhone	データ定額5
	5,700円	5,200円	4,700円	5,700円	5,200円 (最大2年)	5,700円	5,200円 (最大2年)	2,762円 (LTEスマホ割適用時)
合計 (通話料 除く)	6,743円	6,243円	5,743円	6,934円	6,434円	6,934円	6,434円	3,696円

なお、NTTドコモにおいては、平成26年6月1日より新たな料金プラン(カケホーダイプラン:2,700円やパケットパック:9,500円(10GB)など)を提供予定。
(各社ホームページより作成)

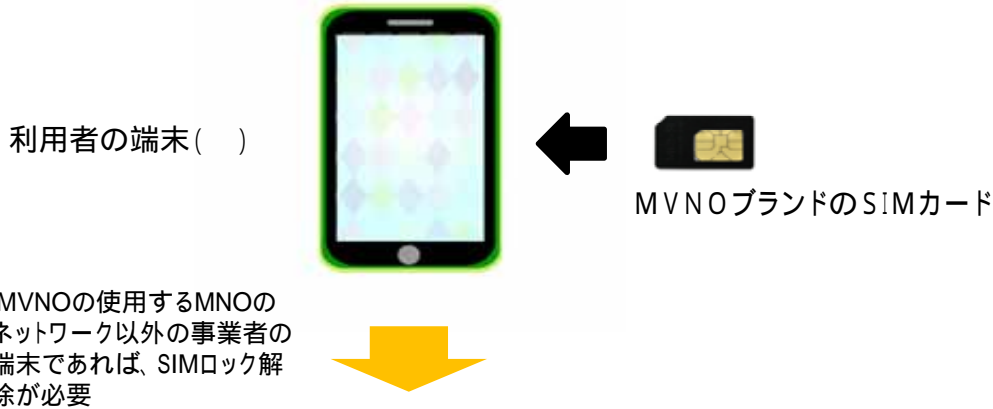
- MVNO¹とは、電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者(MNO)から無線ネットワークを調達して、自社ブランドのモバイルサービスを提供する電気通信事業者。
- MVNOの事業者数は、2013年12月末現在で161社²。契約数は増加傾向で1,375万。

1 Mobile Virtual Network Operator (仮想移動体電気通信事業者)の略。携帯基地局などの設備を保有しないため「仮想」と呼ばれる。
 2 MNOのように、大規模な通信設備を保有する必要がなく、異業種や小規模の事業者でも参入が可能であることから、MNOと比べて事業者数は多い。

MVNOサービスのイメージ

【MVNOサービスの利用方法】

- ・ 電話番号や契約者情報等を登録したSIMカードを受け取り
- ・ 利用者のスマホ端末などに差し込み、データ通信等を実施

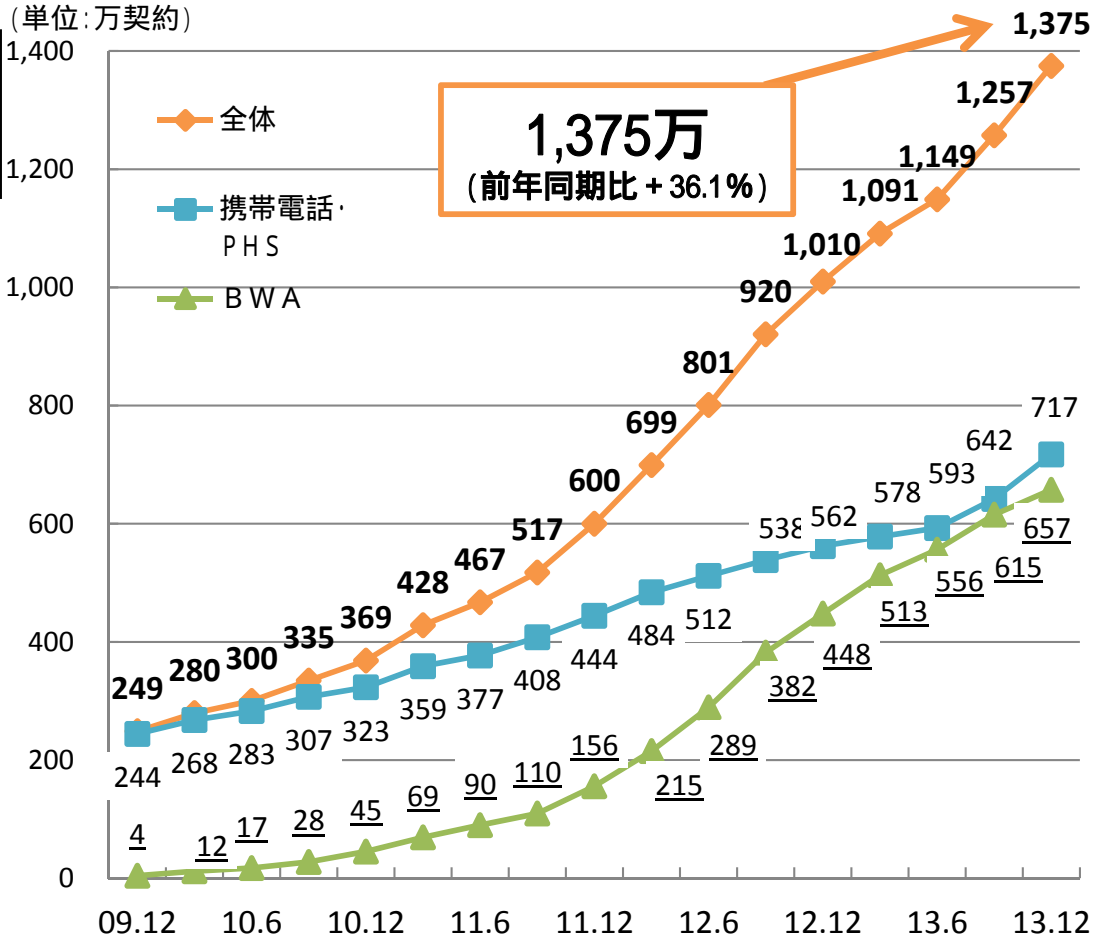


【最近のMVNOサービス普及の動向】

- ・ 通話サービスを本格的に開始したこと
- ・ 大手小売店が端末とSIMカードを店舗でセットで販売を開始したこと

などによって、既存のMNOサービスに近づいたことで普及

MVNO契約数の推移



□ MVNOの提供するサービスは、MNOに比べ、速度制限のかかるデータ通信上限量が低いかわりに月額料金が低いものが多いのが特徴。

MVNOが提供するデータ通信プラン(代表例)

MNOが提供するデータ通信プラン(代表例)

	提供事業者	プラン名	月額料金	備考
1,000円以下	U-NEXT	U-mobile *d ダブルフィックス	680円	月1GBまでの料金 月3GBまでは2,079円
	フュージョン・コミュニケーションズ	楽天ブロードバンド LTE エントリープラン	834円	月300MBの容量制限
	IIJ	高速モバイル/Dミニマムスタートプラン	900円	月1GBの容量制限
	日本通信	b-mobile スマートSIM 月額定額980	934円	150kbpsの低速サービス (容量制限なし)
	NTTコミュニケーションズ	OCN モバイル one (50MB/日)	900円	1日50MBの容量制限
	ビッグロープ	BIGLOBE LTE・3G エントリープラン	900円	月1GBの容量制限
1,000円～2,000円	NTTコミュニケーションズ	OCN モバイル one (2.0GB/月)	1,450円	月2GBの容量制限
	ビッグロープ	BIGLOBE LTE・3G ライトSプラン	1,505円	月2GBの容量制限
	IIJ	高速モバイル/Dライトスタートプラン	1,520円	月2GBの容量制限
	U-NEXT	U-mobile *d スタANDARD	1,680円	月3GBの容量制限
2,000円以上	日本通信	b-mobile 4G Pair GB SIM	2,829円	2つの端末合計で月2GBの容量制限
	フュージョン・コミュニケーションズ	楽天ブロードバンド LTE アクティブプラン	2,839円	3日間で300MBの容量制限

	提供事業者	プラン名	月額料金	備考
3000円未満	NTTドコモ	Xiらくらくパケ・ホーダイ	2,839円	月500MBの容量制限 「らくらくスマートフォン」向け
		Xiパケ・ホーダイ for ジュニア	2,839円	月500MBの容量制限 「スマートフォンfor ジュニア」向け
	ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットforシンプルスマホ	2,839円	月500MBの容量制限 「シンプルスマホ」向け
	ウィルコム	ウィルコムプランLite	2,839円	月1GBの容量制限 キャンペーン適用で24ヶ月間1,886円/月
3000円以上～5000円未満	イー・アクセス	LTE電話プラン(にねん)+データ定額5	3,969円	月5GBの容量制限・音声基本使用料込み
	NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイライト	4,700円	月3GBの容量制限
5000円以上	NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ	5,700円 ₃	月7GBの容量制限
	KDDI	LTEフラット	5,700円 ₃	月7GBの容量制限
	ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットfor 4G LTE	5,700円 ₃	月7GBの容量制限

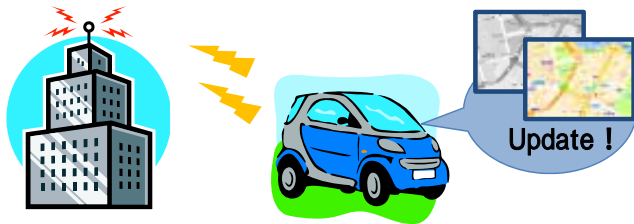
1 金額は税抜
2 容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる
3 iPhoneを利用の月額料金は、5,200円(3社共通)

- M2M (Machine to Machine)とは、人間を介在せずに機器同士がネットワークを介して通信を行い、それぞれの機器が動作するシステム。

M2Mの例

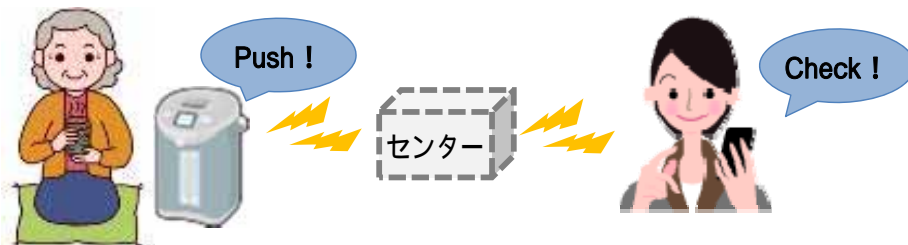
カーナビゲーション

無線通信機器を内蔵したカーナビゲーションを用いて、最新の地図に自動的に更新したり、最新の渋滞情報を配信するサービス



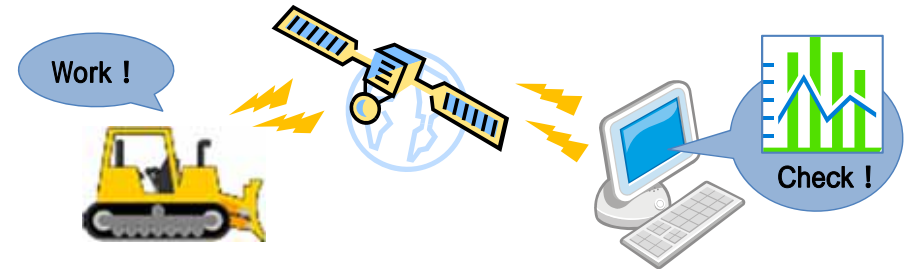
見守りサービス

無線通信機を内蔵した電気ポットを使うと、ネットワークを経由して、その情報が携帯電話やパソコンから確認できるサービス



遠隔保守

建設機械等の無線通信機器を内蔵し、車両の位置や稼働時間、稼働状況などを把握することで、効率的な保守等を可能にするサービス



売上データの自動送信

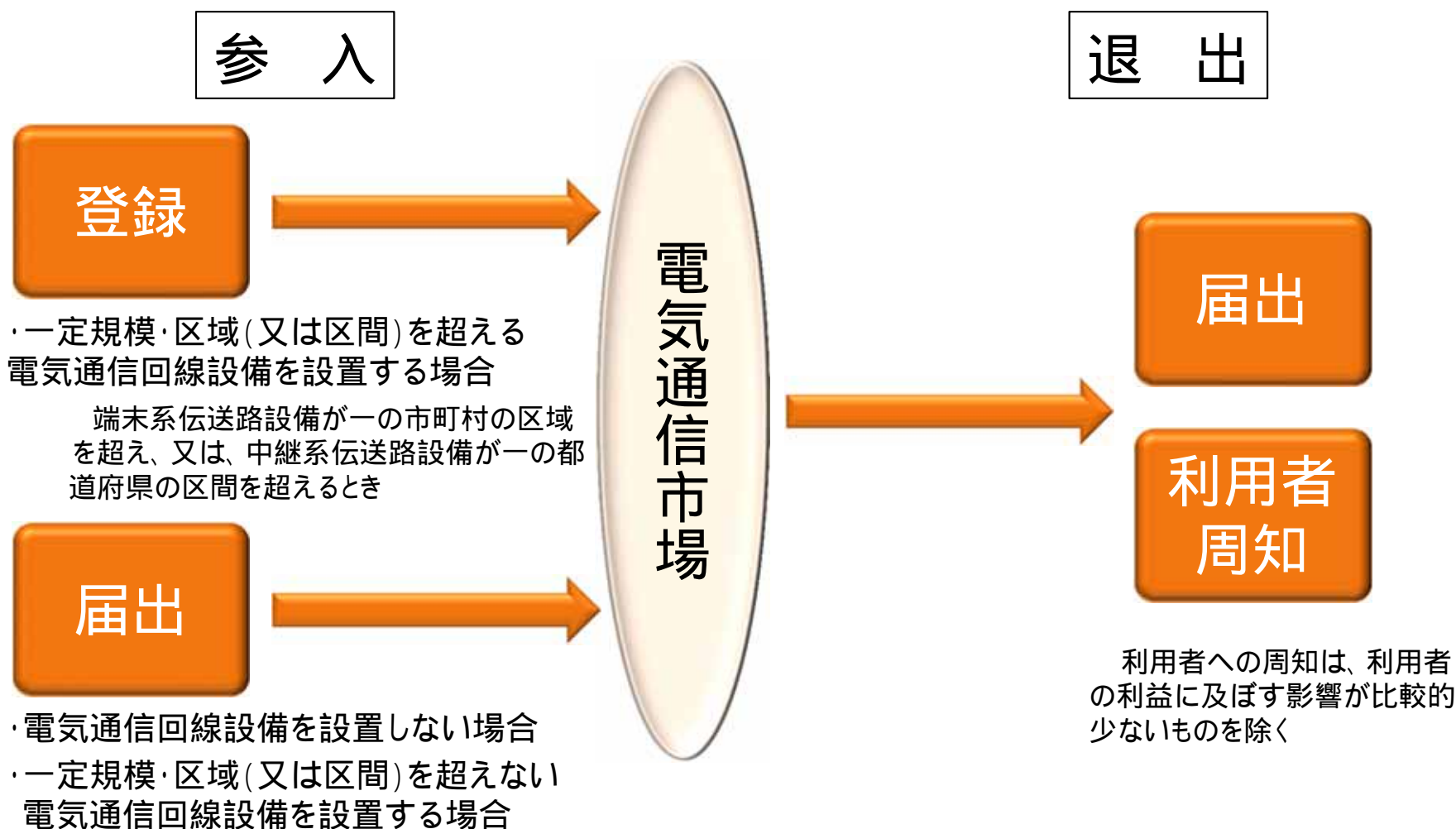
無線通信機器を内蔵した飲料水等の自動販売機が、ネットワークを介して売上データや、商品の補充情報を自動的に送信し、業務を効率化するシステム



1 モバイル市場の現状等

2 モバイル分野に関する制度等

- 電気通信事業を営もうとする場合は、設置する電気通信回線設備の規模・区域に応じ、原則として登録又は届出が必要。
- 電気通信事業の全部・一部の休止・廃止を行う際には、参入時の登録・届出の別に関わらず、届出と利用者に対する周知が必要。



1985年 電気通信事業法制定 新規事業者参入
電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

1995年 電気通信事業法改正
移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

1998年 電気通信事業法改正
長距離、国際料金等を届出制へ移行

2000年 プライスキャップ規制運用開始
平成10年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用サービス等の料金について
プライスキャップ規制の適用を開始

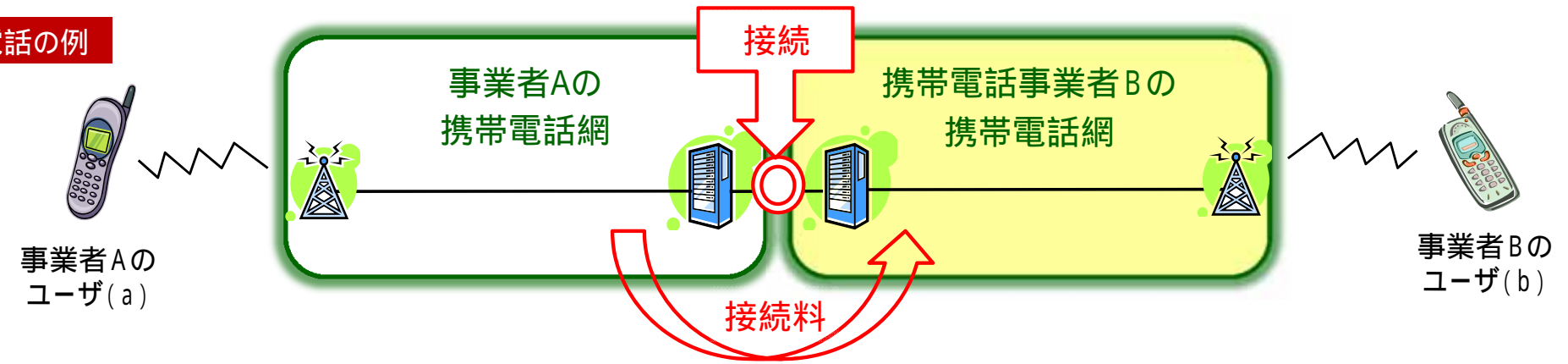
2004年 電気通信事業法改正
特定の役務を除き、原則、事前規制撤廃

【特定の役務】

- 基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出
- 指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出
- 特定電気通信役務：プライスキャップ規制の対象

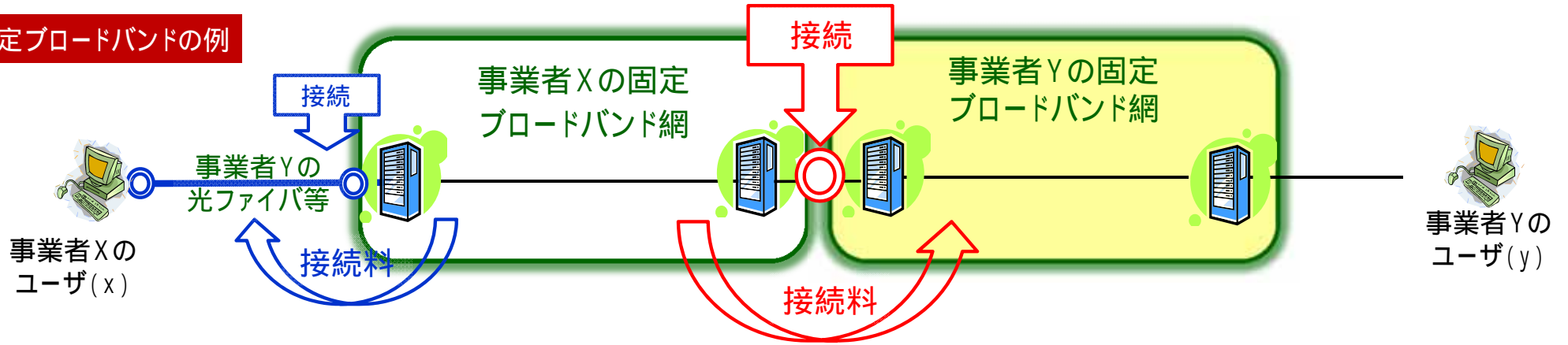
原則、事前規制撤廃

携帯電話の例



(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の賃借料(接続料)を支払うことが必要

固定ブロードバンドの例

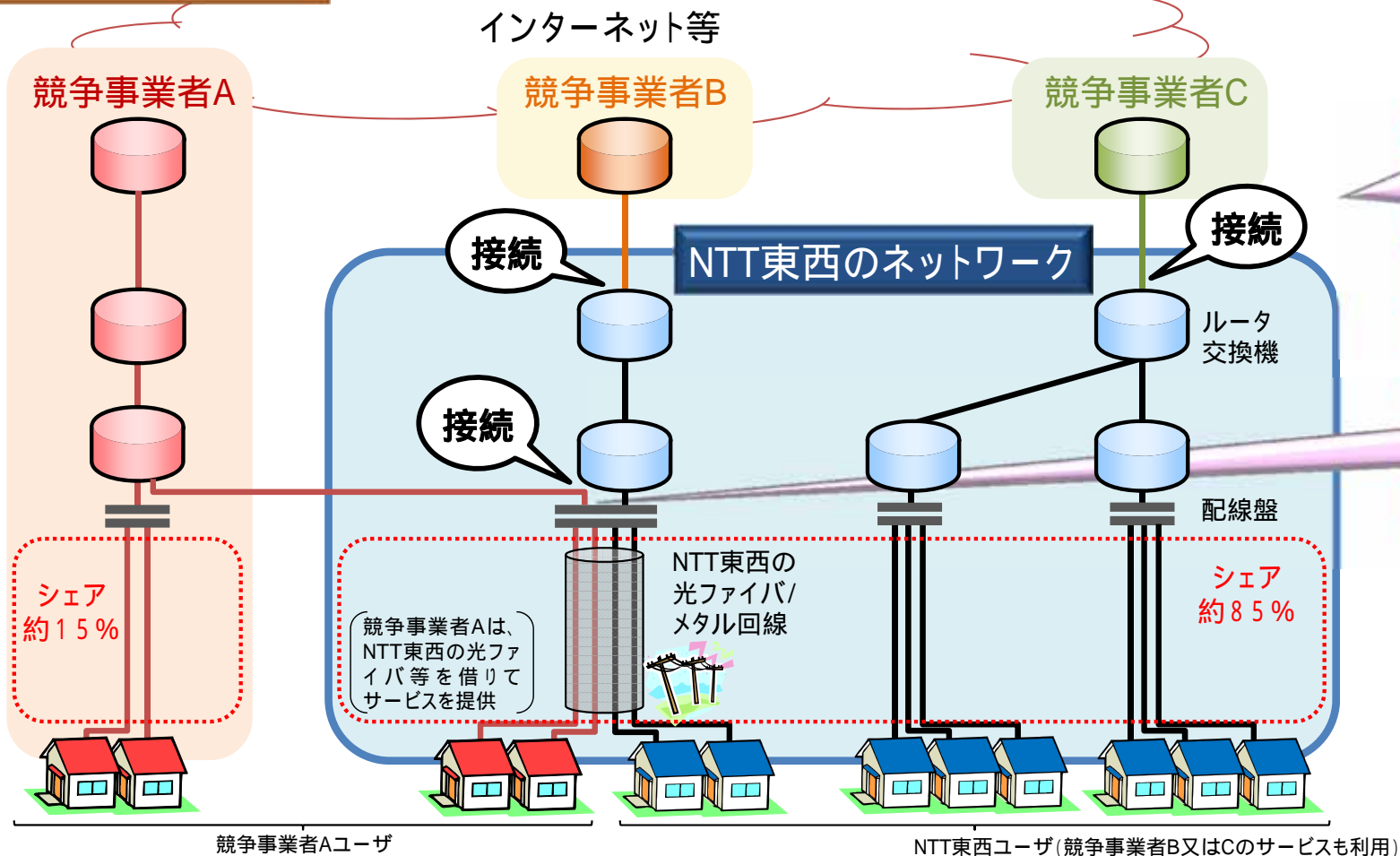


(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者Yの固定ブロードバンド網の賃借料(接続料)を支払うことが必要(赤字部分)さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線を賃借する(接続料を支払う)ケースもあり(青字部分)

電気通信事業分野における非対称規制

- 固定通信分野においては、NTT東西の光ファイバやメタル回線といったアクセス回線のシェアが高いため、「非対称規制」として、光ファイバ等の開放の義務(接続ルール)や、特定の事業者のみを有利な条件にすること等を禁止する規制(禁止行為規制)を課している。
- 移動通信分野においては、電波の有限性希少性及び端末シェアの高さに着目して、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル等に接続ルールを義務付け、さらに、収益シェアの高いNTTドコモには、禁止行為規制を課している。

固定通信の例



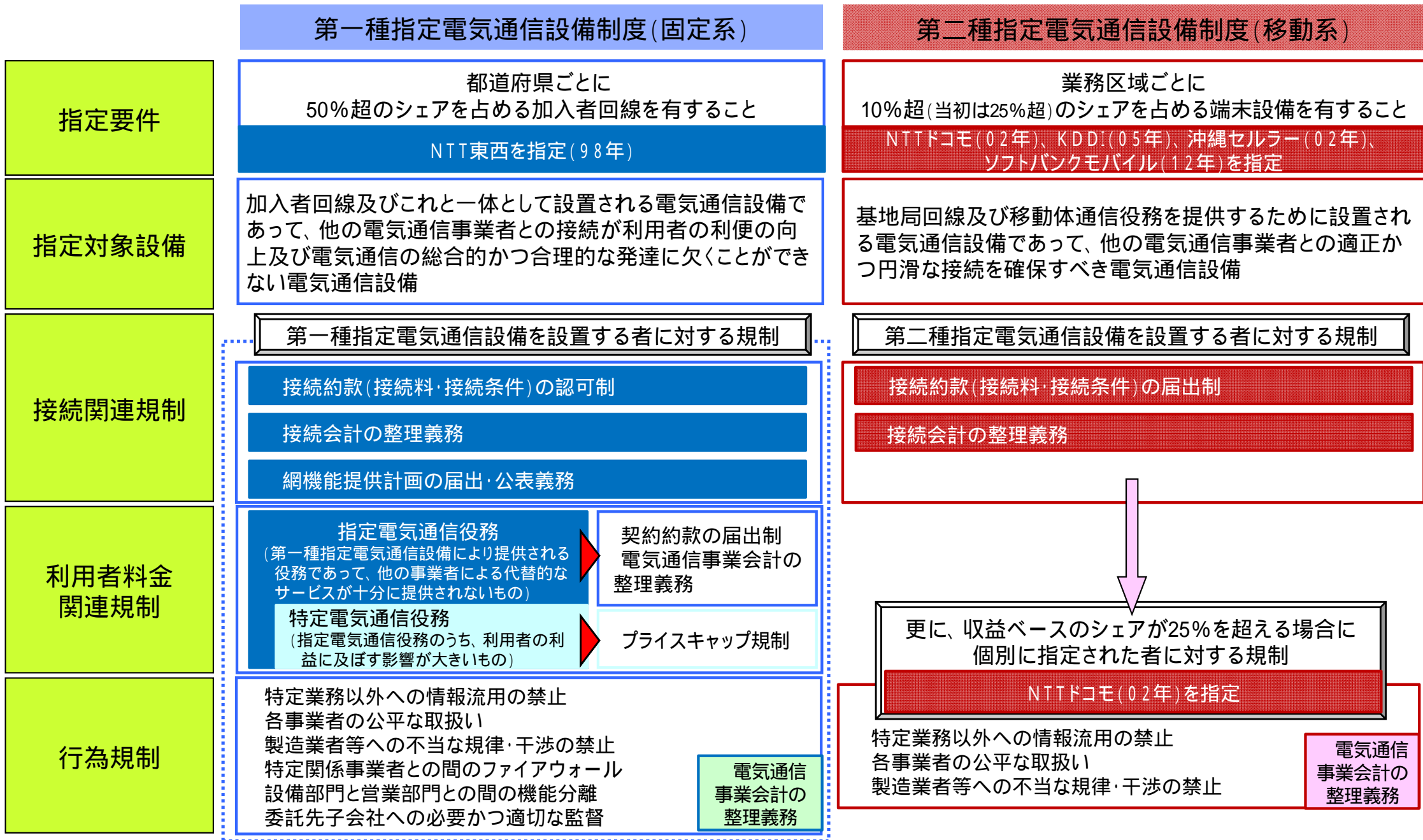
NTT東西を規律

【禁止行為規制】

特定の事業者だけ有利な条件にしたり、接続で知った他社の情報を自社の営業などに使うことを禁止

【接続ルール】

アクセス回線(光ファイバやメタル回線)等の開放義務



- シェアが高く市場支配力を有する事業者に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為について、あらかじめ禁止する制度。
- 現在、固定通信市場(電話回線・光ファイバ等)のシェアが高いNTT東西と、携帯電話市場のシェアが高いNTTドコモが規制の対象。

NTT東西・NTTドコモが禁止される行為

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

【具体例】
他の事業者との接続の業務に関して知り得た他事業者の情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること



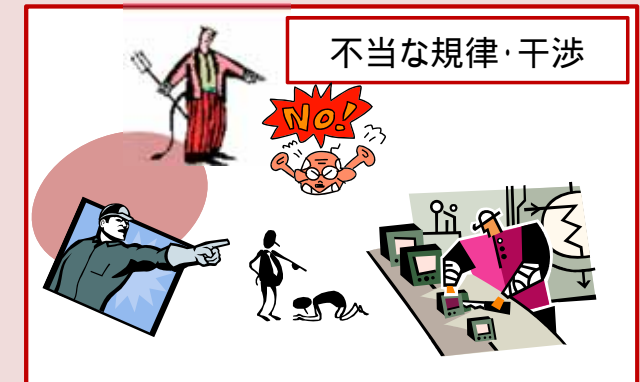
特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

【具体例】
自社のサービスと自社の関係会社のサービスについてのみ、セット割引を提供すること



製造業者等への不当な規律・干渉

【具体例】
製造業者・コンテンツ配信事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること



- 電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直し等により、MVNOの新規参入を促進。

MVNO事業化ガイドライン の概要

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2013年4次改定。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの間の関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との間の関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

- 平成23年12月20日付け情報通信審議会答申を受けて、MNO-MVNO間の接続について、「これまでの累次の解釈を整理し、接続拒否事由の明確化を図る」もの。
- これまでの累次の解釈等（紛争処理委員会答申、各種ガイドライン、事業者の運用）を踏まえ、4つの場合が接続拒否事由にあたることを明確化。（「MVNO事業化ガイドライン」を改正）

法32条1項事由
～ 役務の円滑な提供への支障～

適切な輻輳対策の拒否

- MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切な輻輳対策の実施に対する協力を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合。
- 輻輳対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当。対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

法32条2項事由
～ 利益の不当な侵害～

社会的信用の毀損のおそれ

- 接続に応じる結果、MNOの社会的信用が毀損され、MNOの利益を不当に害するおそれがある場合。
- ただし、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

規則23条1号事由
～ 支払懈怠～

債権保全措置の拒否

- MNOが、MVNOに対して、客観的な指標に基づいて、接続料等の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、債権保全措置（預託金の預け入れ等）を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合。
- 債権保全措置は、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当。また、MNOには、債権保全措置の内容について、MVNOに十分説明することが求められる。

規則23条2号事由
～ システム改修の技術的経済的困難性～

リスク軽減措置の拒否

- 接続に応じる結果、MNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大である際に、リスク軽減措置（中途解除に伴う違約金の設定等）を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合。
- リスク軽減措置は、リスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当。また、MNOには、リスク軽減措置の内容について、MVNOに十分説明することが求められる。

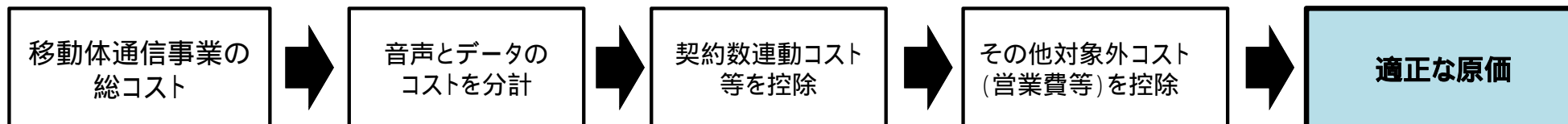
- 二種指定事業者は、電気通信事業法第34条第3項において、接続料が規律(能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものが上限)され、その具体的算定ルールを「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において規定。
- 総務省は、接続料の適正性について、ガイドラインに基づき必要な検証を実施。

二種指定ガイドラインの概要

基本的な考え方 以下の考え方により接続料を設定と明記

$$\text{接続料} = \left(\text{適正な原価} + \text{適正な利潤} \right) \div \text{需要}$$

1 適正な原価 接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」。営業費の算入は原則不可。



2 適正な利潤 一種指定制度における適正利潤と同様の算定方式を明記

$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

3 需要 音声・データの需要の算定に係る考え方を明記

音声の需要 …… 通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮した総通話時間

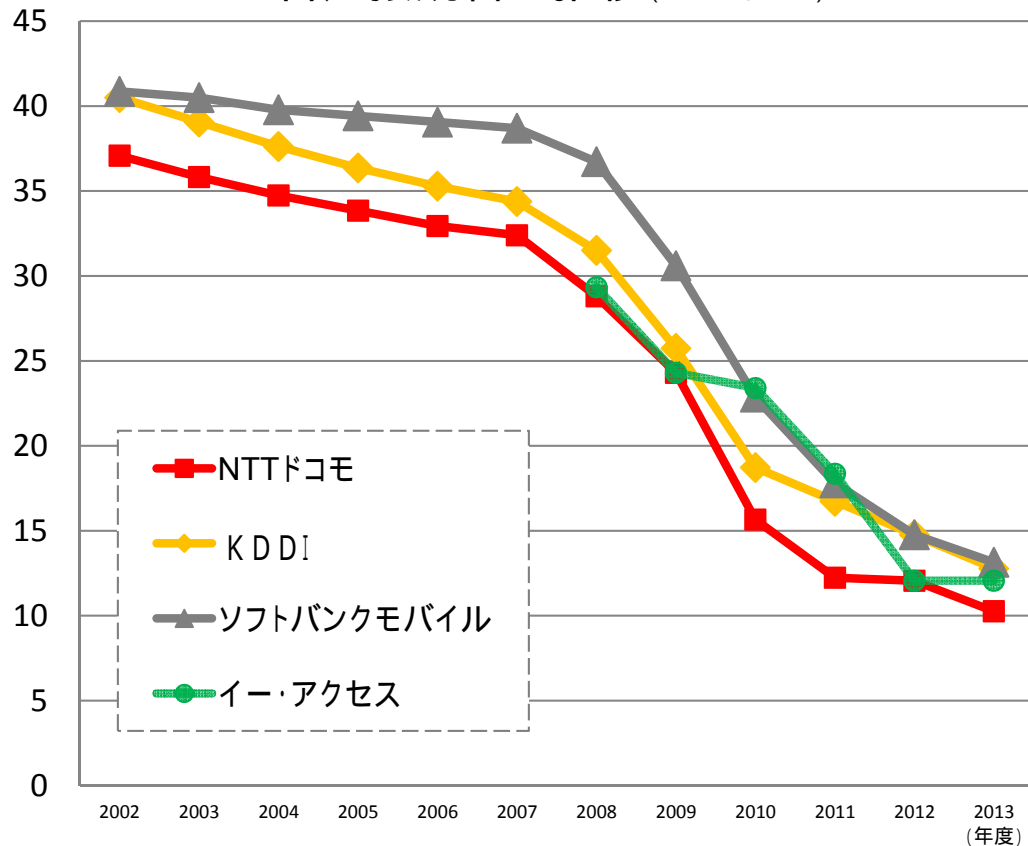
データの需要 …… ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅

4 総務省に提出する算定根拠の様式を規定 接続料の算定方法の適正性を検証。

携帯電話に係る接続料の推移

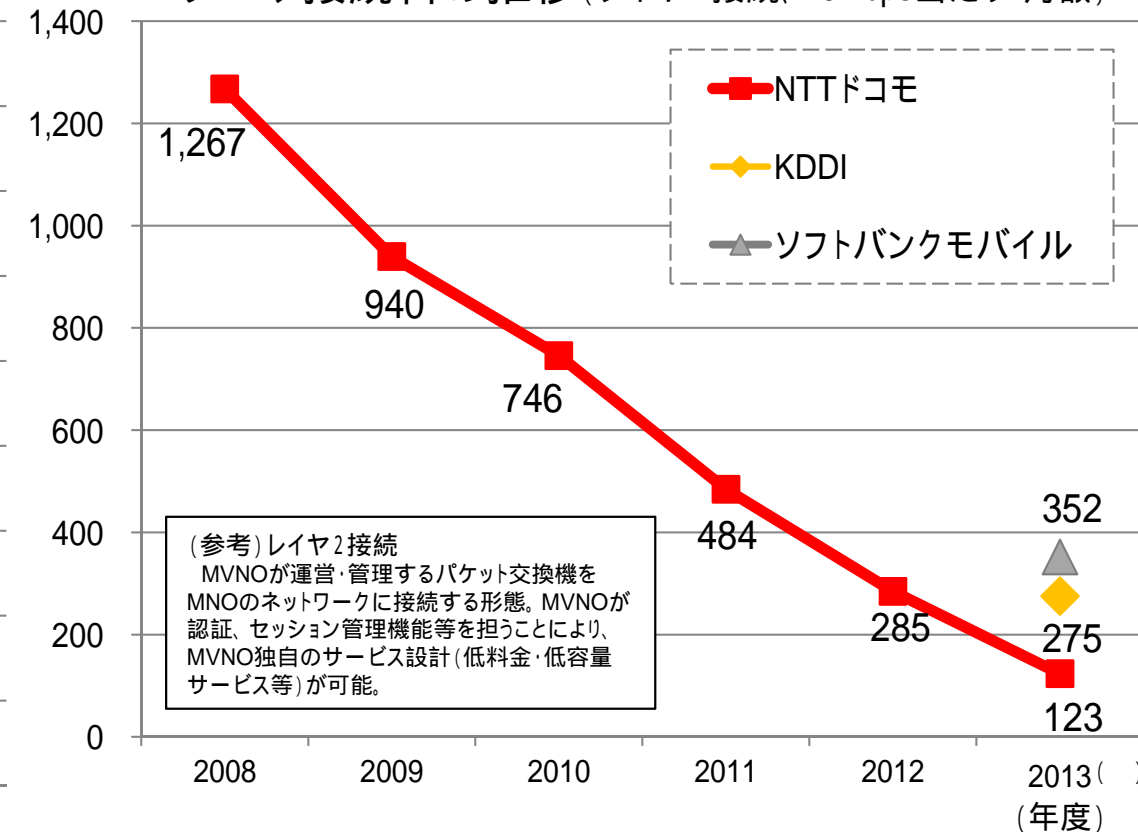
音声接続料の推移 (3分当たり)

(単位:円)



データ接続料の推移 (レイヤ2接続、10Mbps当たり・月額)

(単位:万円)

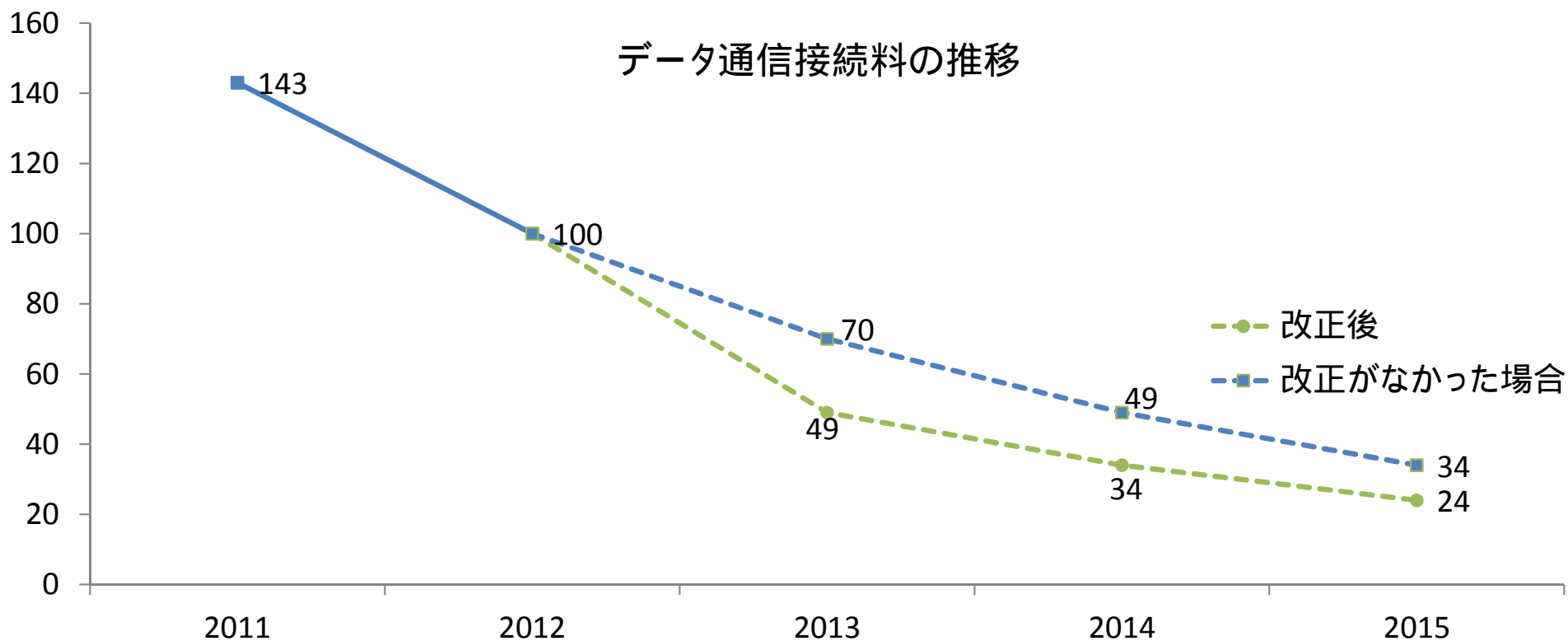


(単位:円) 区域内	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 (年度)
NTTドコモ	37.08	35.82	34.74	33.84	32.94	32.4	28.8	24.3	15.66	12.24	12.06	10.26
KDDI	40.5	39.06	37.62	36.36	35.28	34.38	31.5	25.74	18.72	16.74	14.76	12.78
S B M	40.86	40.5	39.78	39.42	39.06	38.7	36.72	30.6	22.86	17.82	14.76	13.14
イー・アクセス							29.34	24.3	23.4	18.36	12.06	12.06

(単位:円)	2008	2009	2010	2011	2012	2013 (年度)
NTTドコモ (レイヤ2)	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911
KDDI (レイヤ2)	-	-	-	-	-	2,751,142
S B M (レイヤ2)	-	-	-	-	-	3,517,286

() 前年度実績値に基づく接続料。なお、2014年3月、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正により、2013年度適用接続料より、データ接続料の算定に用いる入力値を「前年度実績値」から「当年度実績値」に変更。各社の当年度実績値に基づく(2013年度適用接続料(2014年末頃、届出見込み)は、更なる低廉化が見込まれる。

- 「二種指定ガイドライン」を改正し、2013年度から接続料の算定を当該年度実績の数値を用いて行うことにより、従来のトレンドによる低減に加えて、更なる接続料の低廉化を実現。
 2013年度接続料は、2013年度の会計数値等が確定した後に算定されるため、2013年度接続料の確定値の届出は2014年度末頃を予定。
- また、本改正を踏まえ、2014年度より、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額を暫定的に支払い、確定後に精算することにより、MVNOのキャッシュフローを改善。
 ガイドライン改正前は、当該年度の接続料水準が確定するまでは、前年度接続料の金額を暫定的に支払い、事後的に精算。



データ通信接続料	143	100	49 (50%)	34 (30%)	24 (30%)
[改正がなかった場合]			70	49	34

2012年適用接続料を100として、毎年接続料が30%下落するという前提で試算

- 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月)において、「ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要である」とされた。
- 同答申等を踏まえ、事業者間におけるネットワークの接続に関し、協議のプロセス及び協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化し、協議の予見可能性を高めること等を目的とする、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を策定(平成24年7月)。

1 ガイドラインの目的・対象

接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。

他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。

本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。

本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めものではない。

本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、移動通信事業者の接続料に係る協議については「第二種指定電気通信設備制度の運用に係るガイドライン」、移動通信事業者とMVNOの協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。

接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。

事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが必要。

上記のような接続形態において、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。

指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の経手を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。

接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム（総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁）を利用することが可能。

6 その他

総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

- 他法令等では、グループの範囲について、議決権保有比率以外にも勘案する傾向にある。

1. 会社法、金融商品取引法等におけるグループのとらえ方

子会社

経営を支配している法人として、親会社株式の取得の禁止、監査役等の子会社への監査権限に関する規律や、計算書類の作成における連結の対象等となっている。

【範囲】

議決権保有比率が過半数

議決権保有比率が40%以上50%以下で次のいずれかに該当

- ・役員等の数が50%超
- ・重要な財務・事業の方針の決定を支配する契約等が存在
- ・資金調達額総額に対する融資の額が50%超
- ・その他財務・事業の方針の決定の支配が推測される事実が存在

関連会社

財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における法人について、計算書類の作成における持分法の適用対象となっている。

【範囲】

議決権保有比率が20%以上

議決権保有比率が15%以上20%未満で次のいずれかに該当

- ・役員等への就任
- ・重要な融資を実施
- ・重要な技術を提供
- ・重要な販売・仕入れ等、事業上の取引の存在
- ・その他財務・事業の方針の決定に対して重要な影響が推測される事実が存在

なお、国際会計基準(IFRS)における子会社(他の企業を支配している場合)の基準では、議決権保有比率に関する数値基準は存在せず、実質的な支配の有無で判断基準としている。

2. 諸外国の周波数割当てに係るグループ性の扱いの事例について

「電波政策ビジョン懇談会」第6回資料

	英国	仏国	アイルランド	デンマーク
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション参加者に対し「関連者」(associates)と「実質的利害」(material interest)の内容を提出。 他のオークション参加者と実質的利害を有する関連者が重なる場合、実質的利害をなくすか、オークション参加を取りやめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「応募者が他の応募者全てに対して、直接的にも間接的にも、決定的な影響力を行使してはならない」という審査原則に則り、他の応募事業者に対する影響力を審査。 審査を満たさない場合、関係する候補者は、選択段階で資格なしとされ、周波数利用許可の交付を受けられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ある入札グループに属する組織が他の入札グループの組織と関係・関連してはならない。 ・周波数キャップの実効性を確保する観点から「所有ルール」を設けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション参加者は、一あるいは複数の他のオークション参加者の「関係者」であってはならない。 ・オークション参加者は、複数の移動体事業者の共同コントロールのもとにあってはならない。
議決権・出資比率	<ul style="list-style-type: none"> ・所有構造に関する情報を提出。 ・オークション参加者の議決権及び株式の25%以上を単独又は共同で保有する場合。(実質的利害) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の構成。(特に、応募者に直接的あるいは間接的に参加する会社について図式的説明、株式所有率及び総会における議決権について情報を提出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つのオークション参加者は、単独又は共同で、他のオークション参加者の議決権及び株式の10%以上を有してはならない。(関係者) ・複数のオークション参加者は「関連入札者」であってはならない。(複数のオークション参加者の20%以上の利害を持つなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有構造に関する情報を提出 ・他のオークション参加者の株式の10%以上を所有し、議決権の10%以上を保有し、株式の10%以上を所有あるいは議決権の10%以上を得る権利を持つ。
契約関係	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション参加者のビジネス行為について株式保有者の同意が必要とされる場合。(実質的利害) 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者と全ての供給者ないし下請け業者、特に機器製造者と流通業者の間の商業的なパートナーシップに関する協定の内容についての情報を提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他のオークション参加者を財源等で全面的ないし部分的に支援。(関係者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式又は議決権の10%以上を所有し、かつオークション参加者の機密情報を保有し又はオークション・プロセスに関連してオークション参加者の財源等を支援する協定を持つ場合。(関係者)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション参加者の役員会の構成員の過半数を指名し又は解任する権利を有する場合。(実質的利害) 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者又はその株主が保有する周波数利用の許可のリストを提出。 ・応募者と株主の間の取り決めについて提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション参加者により単独あるいは他の関係者との共同によりコントロールされている。(関係者) 	

(注)2012年～2013年の間に行われた携帯電話やモバイルブロードバンド向け周波数の割り当てにおける事例

3. 独占禁止法におけるグループのとりえ方

市場集中規制におけるグループのとりえ方

市場集中規制: 複数の企業が合併等の企業結合を行うことにより、特定の市場における競争を実質的に制限することを防止する規制

次の場合に該当する場合、企業結合計画が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについての審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる株式取得等を禁止している。

【届出の範囲】

最終親会社及びその子会社からなる「**企業結合集団**」の国内売上高合計額200億円超の会社が株式発行会社及びその子会社の国内売上高合計額50億円超の株式発行会社の議決権を取得しその**議決権保有比率が20%又は50%超**となる場合

一般集中規制におけるグループのとりえ方

一般集中規制: 特定の企業グループに過度に経済力が集中することを防止する規制

「**会社 + 子会社 + 実質子会社**」を会社グループとしてとらえ、これについて事業支配力が過度に集中することとなるか否かを判断し、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、株式取得を禁止している。

【範囲】

子会社 : 議決権保有比率が過半数
実質子会社 : 議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、**会社の議決権保有比率が最も高い**(他に同率の株主がいる場合を除く)

4. その他

放送法では、基幹放送について、表現の自由の多元性・多様性・地域性の確保の観点から、次のとおり、一の者が支配関係を有することが可能な基幹放送事業者の数を制限している。

複数の放送局に対する議決権保有の禁止(放送対象地域が重複: 1/10超、放送対象地域が重複しない: 33.33333/100超)、代表権を有する役員、常勤役員の兼務、1/5超の役員兼務の禁止(認定放送持株会社の子会社については特例あり)

銀行法等では、銀行等の健全性の確保の観点から、次の株式取得をしようとする場合等について認可制度を設けている。

20%以上(財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる事実が存在する場合は15%以上)